

第46回救急救命士国家試験における受験手数料の返還について

令和4年度厚生労働省所管医療関係職種国家試験における受験手数料の返還について以下のとおりとします。

国家試験の受験手数料は、受験に関する書類を受理した後は返還しない取扱いとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、試験当日に新型コロナウイルス感染症の診断がされていること等を理由に受験ができなかった受験者については、必要書類を提出することにより受験手数料を返還することとします。

※1 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、臨床工学技士国家試験、義肢装具士国家試験、歯科衛生士国家試験、歯科技工士国家試験、救急救命士国家試験、あん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験、きゅう師国家試験、柔道整復師国家試験、言語聴覚士国家試験、薬剤師国家試験、管理栄養士国家試験

1. 対象者

試験当日に、〈1〉～〈4〉のいずれかに該当していることを理由に、受験ができなかった受験者については、必要書類を確認のうえ、受験手数料を返還する。

- 〈1〉新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の者
- 〈2〉濃厚接触者であり、次に掲げるいずれかの要件を満たさない者
 - ア 初期スクリーニング（自治体等によるPCR等検査）の結果、陰性であること
 - イ 受験当日も無症状であること
 - ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - エ 終日、別室で受験すること
- 〈3〉日本の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により試験場に行くことができず、受験を断念した者
- 〈4〉試験当日に実施した抗原定性検査キットによる検査の結果が陽性となった者

2. 必要書類

- (1) 受験手数料返還請求書※日本国内に銀行口座をお持ちでない方は下記問合せ先へご連絡ください。
- (2) 振込先口座が記載されている通帳等の写し
- (3) 本人確認書類（受験票の写しを含む）
- (4) 診断書等の写し

診断書等の例

- ・対象者〈1〉に該当する方

新型コロナウイルス感染症に罹患していたことが分かる文書等の写し（文書等が用意できなければ、受験手数料返還申立書にその理由等を記入したもの）

- 対象者〈2〉に該当する方
受験手数料返還申立書
- 対象者〈3〉に該当する方
受験手数料返還申立書
- 対象者〈4〉に該当する方
診断書等の写しは必要ありません。

3. 提出期限

令和5年3月17日（金）消印有効

※提出が間に合わない場合には、必ず3月15日（水）までに下記連絡先に問い合わせること。

4. 提出・問合せ先（※郵送は簡易書留としてください。）

（救急救命士）

〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4 HF湯島ビルディング7階

一般財団法人日本救急医療財団 試験免許部 宛

電話番号 03（3835）1199

5. その他

- （1）必要書類到着後、審査を行い、確認ができた方へ受験手数料を返還します。
- （2）必要に応じて、電話照会等をさせていただく場合があります。
- （3）虚偽の申請が発覚した場合は、適切な措置を講じさせていただきます。